

第3章

地域福祉推進のための 施策の方向性について

第2節 テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために

(1) 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- 国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等をする責務があります。
- また、社会福祉法第106条の3により、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされています。
- 区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、区市町村が中心となって、支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが必要です。
- 区市町村は、支所・出張所などの総合的な行政窓口のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法¹に規定する基幹相談支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する子育てひろば（地域子育て支援拠点）、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する生活困窮者自立相談支援機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置しており、これらは区市町村が直接あるいは社会福祉法人等に委託して運営しています。
- 社会福祉法第106条の2では、地域包括支援センター等の事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めるよう努めるものとされています。
- 国は、平成29年3月、2件の通知を発出し、地方公共団体や事業者による積極的な取組を促しています。
 - ① 地域づくりに資する事業の一体的な実施について
介護保険制度、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度などの各制度に基づく、地域づくりに資する事業を連携して一体的に実施できることや、職員が複数の事業に従事できることを示しています。

¹ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

② 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

社会福祉施設等の職員が、施設等の利用者の自立等に資する地域活動に取り組む場合は、福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱えることを示しています。

- 複合的な課題やはさまの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つ力を広げ、結び付けることで、アセスメント機能とコーディネート機能を発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。
- 住民に身近な圏域で個別の課題解決を図るための協議及び検討の場として、介護保険制度による地域ケア会議などの既存の場を拡充することも考えられますが、地域によっては、こうした場やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合もあります。区市町村は、新たな場の立上げだけでなく、既存の場や機能の整理や再構築も含め、地域における適切な体制を整備することが重要です。
- 令和3年4月に、区市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な施策として、社会福祉法第106条の4により「相談支援」「参加支援」「地域づくりに対する支援」に一体的に取り組む、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業を実施するにあたっては、多機関の協働をコーディネートし支援プランを作成する取組や社会参加にあたっての支援、専門職のアウトリーチによる継続的な伴走支援の取組が本事業の実施に伴い創設された重層的支援体制整備事業交付金の対象となるほか、既存の相談支援事業や地域づくりに対する支援についても、既存の事業の交付金を重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行できることとなりました。
- また、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、国は令和3年3月に「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」を発出し、社会参加に向けた支援の実施にあたっての福祉サービス事業所等の活用の考え方や各事業の指定基準等との関係、報酬・委託費等との関係等の具体的な運用について示し、社会参加に向けた取組を実施する際に、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業者等、地域資源の積極的な活用を促しています。
- 都内の区市町村では、重層的支援体制整備事業は実施していないものの、

国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口を設置したり、社会福祉協議会による相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた拠点の設置を支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われているところがあります。



（厚生労働省資料を基に作成）

【取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、都は、ヒアリング等により都内区市町村の実態を把握し、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。
- 新たに創設された重層的支援体制整備事業について、包括的支援体制整備のための効果的な1手法として、実施や実施を検討している区市町村に対して、事業の実施や検討が円滑に行われるよう、情報提供や助言を行います。

(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。

- 具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域住民や事業者が自分たちの住みたいまちづくりを協議する場づくりにも取り組んでいます。

- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながらにくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められています。そのためには、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など、地域における幅広い協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域住民や事業者が参画する社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。

- こうした様々な課題を抱える住民に対する支援体制を各地域で構築する必要があり、その内容を区市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むことが重要です。計画策定に当たっては、社会福祉施設やボランティア団体など地域福祉を推進する団体が参加して住民主体のまちづくり等に取り組む区市町村社会福祉協議会が、積極的に協力することが期待されています。

【取組の方向性】

- 今後、住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、全ての社会福祉協議会が、行政と連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要です。

- 区市町村が地域福祉計画を策定する際には、社会福祉協議会に対して積極的な関与を求めるとともに、地域福祉活動計画と十分な連携を図ることで計画の実効性を高めていく必要があります。

○ 都は、区市町村や東京都社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会における地域福祉推進の取組を支援します。

イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない地域住民の抱える多様な福祉ニーズに対応していくことを本旨とする法人です。
- 平成 28 年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉制度改革の一つの柱として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。都は、社会福祉法人が制度改革に対応できるよう、「地域における公益的な取組」を始めとした改正内容の周知や説明会を開催する等、必要な支援を行ってきました。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の実現に積極的に貢献していくことが期待されています。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」の実施により地域社会へ貢献できるよう、区市や東京都社会福祉協議会と連携して、取組事例の収集・提供等、引き続き支援していきます。

ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援

【現状と課題】

- 区市町村が包括的支援体制を整備するにあたっては、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号において「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」が挙げられています。

○ また、コロナ禍の日常生活が長期にわたることによる変化に伴う影響や、これまでは把握されていなかった課題がコロナ禍で顕在化するなどの状

況もあることから、地域づくりを担う人材への支援はますます重要になっています。

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年12月26日）において、地域づくりに向けた支援を進めるに当たっては、場の確保支援とあわせて、地域の既存活動や助け合いを把握しながら、それらを応援するとともに、新たな活動を生み出すため、地域づくりを応援するコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）が求められています。
- 地域づくりのコーディネート機能が確保されることで、例えば、地域づくりに関心のある者が地域のプラットフォームに集まり、コーディネーターと連携することで、これまで結びつきのなかった人と人とがつながり、新たな参加の場が生まれ地域の活動を高めることにつながります。
- 地域福祉コーディネーターは、こうした役割を担う人材として、東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められています。
- 地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことであり、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」が大きな役割となっています。
- 「個別支援」は、制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた住民に寄り添って支援する「直接支援」と、地域住民や関係機関、行政等と連携して個人を支援する「間接支援」に分けることができます。
- 「地域支援」は、地域や地域住民のニーズ、資源等を把握する関係形成が重要であり、住民主体の活動や仕組みづくりなどの立上げ支援、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、住民が自主的に活動を発展できるよう支援することを目指すものです。
- また、地域福祉コーディネーターには、地域住民等による解決が困難な課題を区市町村が整備する多様な支援体制につなげたり、つなぎ直したり、新たな仕組みづくりを提起したりする役割も期待されます。

- こうした地域づくりを担う人材は、地域福祉コーディネーターのほか、介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等がいます。
- そのため、都内における地域福祉コーディネーターの配置状況は地域の実情によって様々であり、専任で配置している地区、生活支援コーディネーターと兼務で配置している地区、他の業務と兼務している地区、コーディネーターの配置ではなく地区担当制を導入して地域福祉活動を進めている地区などがありますが、配置に至っていない区市町村も見られます。
- 区市町村社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターの配置について地域の関係者の協力や行政の支援を受けるためには、コーディネーターによる活動の記録や事例を検証し、活動内容を可視化しておくことが有効です。

【取組の方向性】

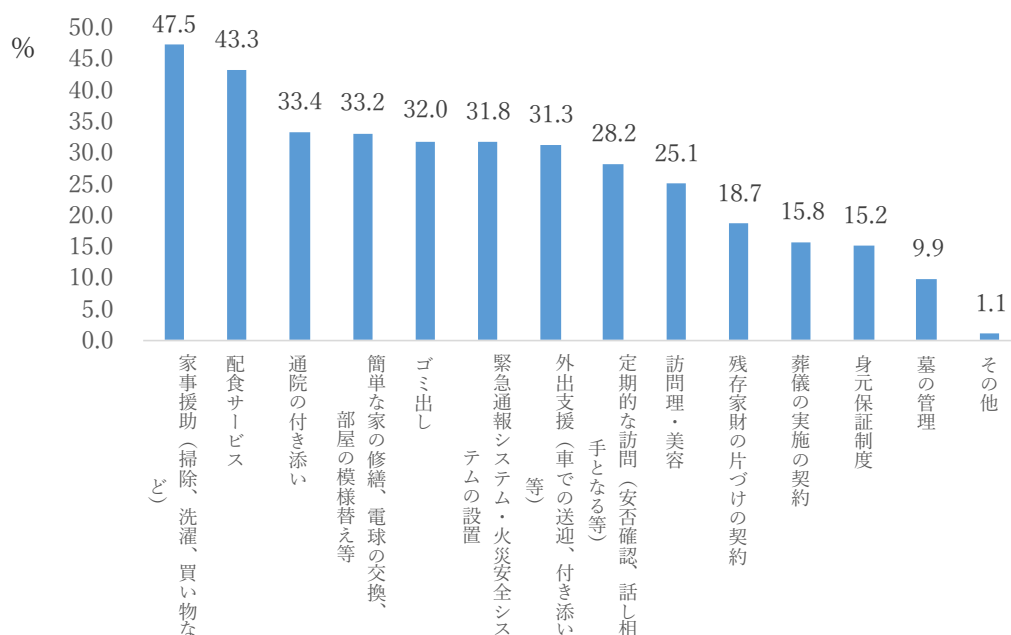
- 地域の実情に応じた地域づくりを推進するため、地域の様々な資源を活用しながら包括的な相談・支援体制の整備を進めることが求められています。
- 地域住民等、関係者が連携・協働して地域づくりを進めていくためには地域福祉コーディネーターなど、ハブになる役割を担う人材の配置が有効であり、区市町村が地域の実情に応じて取り組めるよう、必要な支援を行っていきます。

エ 高齢者への生活支援サービスの充実

【現状と課題】

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するためには、介護や医療のサービス提供のみならず、食事の用意、見守り、日常生活上のちょっとした困りごとへの対応など、多様な生活支援サービスが欠かせません。
- 都内の一人暮らし高齢者にこのような生活支援サービスの中で今後利用したいサービスを聞いたところ、「家事援助（掃除、洗濯、買い物など）」、「配食サービス」などのニーズが高くなっています。

＜今後利用したい日常生活支援サービス＞



資料：東京都福祉保健局「在宅高齢者の生活実態調査」（令和元年）より作成

- 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増えると見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められます。
- 地域で高齢者の在宅生活を支えるサービスには、介護保険制度や区市町村の事業として行われているサービスのほか、民間事業者の独自サービスや地域住民の支え合いで提供されているものなどがあります。生活支援サービスの充実にあたっては、そうした地域の多様な資源を把握・情報提供する一方で、多くの高齢者が自らも担い手となり、地域住民の互助を基本としたサービスが積極的に展開されることも期待されます。
- 平成27年4月の介護保険制度改正では、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の設置などが地域支援事業に位置付けられました。
- 生活支援コーディネーターは、活動エリアによって、第1層と第2層に分かれており、第1層は区市町村区域、第2層は日常生活圏域（中学校区

域等)においてそれぞれの役割を担います。区市町村において生活支援・介護予防の体制整備が進められていますが、コーディネーターの配置や取組の進捗状況は異なっています。

＜都内における生活支援コーディネーター配置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを配置	1層を配置	2層を配置
区部	23	21	17
市町村部	37	37	20
合計	60	58	37

(注) 1層・2層を兼任のコーディネーターについては、1層に計上

＜都内における協議体設置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを設置	1層を設置	2層を設置
区部	22	19	22
市町村部	30	30	19
合計	52	49	41

資料: 東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

(注)令和2年年6月時点

【取組の方向性】

- ボランティアや、NPO、民間事業者等を活用して配食や見守りなどの生活支援サービスを提供する区市町村の取組を支援します。
- 「団塊の世代」をはじめとする高齢者を生活支援サービスの担い手として位置付け、高齢者の活躍の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 研修により、生活支援コーディネーターの養成や資質向上に取り組むとともに、各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図ることにより、区市町村において生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が適切に行われ、生活支援サービスの充実に向けた取組が効果的に行われるよう支援します。

- 新型コロナウイルス感染症の流行下における生活支援コーディネーターの活動等に課題を抱える区市町村に対し聞き取りを行い、課題や地域の実情に応じ、有識者や実践者から助言を行うなど、区市町村の生活支援サービス等の継続を支援します。

- ビジネスで培った経験や専門性を生かした企業人等のボランティア活動である「プロボノ」も活用し、生活支援や介護予防など地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります²。

²プロボノによる支援の内容は、「東京ホームタウンプロジェクト」のホームページに掲載
(<http://hometown.metro.tokyo.jp/>)

(3) **住民参加を促す**身近な地域の居場所づくり

ア 高齢者のサロン活動の推進

【現状と課題】

- 都内では、一人暮らしの高齢者が増加しています。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまうこともあります。地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

【取組の方向性】

- 高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンを整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組みます。

イ 子供の居場所づくり

【現状と課題】

- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所を設置し、地域全体で気になる家庭への見守りを行う体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 区市町村が民間団体等と連携し、子育て家庭の状況を把握して、必要な援助につなげるための支援員を配置し、学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援します。
- また、区市町村では、支援を必要とする子供と家庭に対し、居場所づくりや食事の提供、学習支援等、様々な取組を実施しており、これらの取組を一層促進するため、民間団体の事業立上げから運営までの相談支援や、立上げの際の初期経費の助成等を行う区市町村を支援します。
- 子供食堂の運営を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な援助につなげる子供食堂の取組を支援するため、NPOの団体等に対する支援も実施します。

ウ 誰もが集える居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 区市町村が包括的支援体制を整備するにあたっては、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号において「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が挙げられています。

○ また、コロナ禍の日常生活が長期にわたることによる変化に伴う影響や、これまでは把握されていなかった課題がコロナ禍で顕在化するなどの状況もあることから、住民同士が交流できる拠点の整備に向けた支援を進めるとともに、休止した拠点を順次再開していくことも重要です。

- 都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査（令和 3 年 4 月 1 日時点）において、30 区市町村が、地域づくりに向けた支援（場の確保支援）に様々な方法で取り組んでいることが分かりました。

- 今後は、未実施の区市町村においても、先行自治体の事例を参考に、地域の実情に応じて、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の整備を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援します。

(4) 地域住民等による地域の多様な活動の推進

ア ボランティア活動の支援

【現状と課題】

- 東京では、少子高齢化や単身世帯の増加、住民の多様化が進む中で人と人とのつながりが希薄化しており、首都直下地震などの災害対応をはじめ様々な社会課題に対応するためには、都民がお互いに助け合う共助社会の実現が必要です。
- 都は、平成 28 年 2 月に「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を策定し、個人や NPO、企業、大学等のボランティア活動を支援するなど共助社会づくりを進めてきました。
- 幅広い領域のボランティア活動を推進する東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）への支援を行うほか、活動推進のための PR 事業や社会貢献活動への表彰、都民等のボランティア活動等の実態調査など、様々な事業を実施しています。
- 近年では、都民の価値観の多様化を受け、従来の福祉等に加え、スポーツや文化振興、観光など、多岐にわたる分野にボランティア活動が広がっています。また、活動に参加・継続する動機も、社会貢献への意欲のほか、楽しさや仲間とのつながりなど多様化しています。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の流行によって、ボランティアや市民団体の活動は大きく制約を受けることとなり、「新しい日常」における共助のあり方が求められています。
- こうした中、東京 2020 大会においては、多くの都民や団体が大会を支えるボランティアとして活躍し、ボランティア活動の気運が高まっています。この気運を一過性のものとせず、ボランティアを文化として定着させていくことが重要です。



大会ボランティア(シティキャスト)の活動

【取組の方向性】

- 東京 2020 大会で活躍した大会関連ボランティアの活動気運の維持・継続と参加者の裾野拡大に向けた新たな仕組みとして、(一財)東京都つながり創生財団や東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、ボランティア活動希望者や団体などの間をつなぐシステム「東京ボランティアレガシーネットワーク」を運営していきます。



- ボランティア活動希望者が地域における活動への一歩を前向きな気持ちで踏み出してもらうため、モチベーションの維持向上、情報提供、きっかけづくりの場となるイベントやセミナーを開催します。
- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携をさらに進め、ボランティア活動希望者・参加者や NPO など市民団体への支援の充実、区市町村や地域のボランティア・市民活動センター、大学等との連携、企業等との協働などを推進します。
- 実態調査や様々な団体などへのヒアリングを通じて、ボランティア活動に関する都民・団体の意識や活動の課題等を把握し、これからの「新しい日常」における共助社会づくりに向けた方針や施策メニューの検討・実施を進めていきます。
- 都内における地震や風水害その他の発災時に、円滑なボランティアの受入れを可能とするため、東京ボランティア・市民活動センターと連携して災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成を行うとともに、平常時から市民活動団体等と幅広いネットワークを構築します。

イ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、元気高齢者の健康づくりや社会貢献など、生きがいの創出が重要となっています。高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、支援を受けるだけでなく、地域とのつながりを持ちつつ、時には「地域社会を支える担い手」となり、住民相互に支え合うことも重要です。
- 高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けている人の割合は2割を下回っており、高齢者の多くは元気です。
- 都内の約60万人の「団塊の世代」は、現在65歳以上となっており、生活の中心が職場から地域社会へと移っている人も多いと推測されます。
- 「団塊の世代」をはじめ、多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合い、支え合う活動を充実させていくことが期待されます。
- また、今後の介護ニーズの増加に対応するためには、福祉職場において元気高齢者が多様な働き方ができるよう支援することも必要です。

【取組の方向性】

- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、ボランティア等の社会活動、地域活動などへの参加を促進し、地域社会で活躍できる機会を提供する区市町村の取組を支援します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。
- 元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する取組を行っている区市町村を支援します。

ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援

【現状と課題】

- ソーシャルファームとは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。いわゆる「福祉的就労」とは異なり、様々な事情により就労に困難を抱える方が、その個性と能力に応じて働き、社会の担い手として活躍することが期待されます。

- 都では、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」において認証基準及び支援策等を定め、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に取り組んでいます。

- 都の認証ソーシャルファームは令和3年3月に初めて誕生しました。今後、ソーシャルファームを大きく育てていくためには、事業者への支援とともに社会全体で支えていく仕組みづくりが必要です。

【取組の方向性】

- ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期に様々な支援を行っていきます。

- ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、就労に困難を抱える方の雇用機会の拡大を図ります。

- ソーシャルファームの更なる普及に向けて専用のポータルサイト等により広く都民にPRするほか、事業の理念に賛同する経営者団体や就労支援団体等とのネットワークを新たに形成するなど、ソーシャルファームの活動を支える輪を広げ、社会的な気運を醸成していきます。

Ⅴ 地域における見守りの推進

【現状と課題】

- 高齢化と核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加しています。高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、近隣住民や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、孤立はしないまでも、地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。
- 単身世帯（一人暮らし）高齢者に心配ごとや悩みごとがあるかどうかを複数回答で尋ねたところ、「自分の健康・病気」という回答が54.8%と最も多くなっています。また、「相談したり、頼れる人がいなくて、一人きりである。」という回答が6.6%と、他の世帯に比べて高い割合になっています。
- 近年は、孤立の問題だけでなく、高齢の親がひきこもりの子供と同居している、いわゆる8050問題や、親の介護と子供の世話を同時に行っているダブルケアの問題など、適切な支援につながりにくい事例が顕在化しています。これらの問題は、高齢者本人に着目するだけでなく、世帯全体の課題として捉えないと解決が困難です。
- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが多く見られましたが、都市化の進展により、こうした地域における「互助」の機能が低下してきています。
- 分譲マンションなどの共同住宅では、築年数が古い住宅を中心に、居住者の高齢化が進んでいます。居住者の状況を把握できないと、支援を必要としても適切なサービスにつながらない可能性があり、見守り機能の強化が必要となっています。
- 特に、都内には、昭和40年代以前に入居の始まった多摩ニュータウンなどの大規模集合住宅団地が多数存在しますが、これらの多くで、入居者の高齢化が進み、また、商店街には空き店舗が増加するなど、コミュニティの弱体化が危惧されていますが、一方で、新しいマンション等と違い、長年住み続けている居住者が多く、団地単位のコミュニティの形成が進んでいるところもあります。

- 町会・自治会など、近隣の住民同士による「緩やかな見守り」、民生委員・児童委員などによる「担当による見守り」、地域包括支援センター等での「専門的な見守り」を相互に機能させ、地域から孤立しがちな高齢者の見守りや支援につなげる仕組みづくりが必要です。
- 令和2年度には、66億円超もの特殊詐欺の被害が発生しています。また、都内の消費生活センターに寄せられた高齢者からの消費生活相談は、約4万2千件で、全相談件数の3割を超えています。

【取組の方向性】

- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らしの高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワーク、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援します。
- 日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する民間事業者等と連携して、高齢者等の見守りや認知症の方を支える地域づくり等を推進します。
- 高齢者の消費者被害防止のため、地域で高齢者を見守るネットワークが構築され、有効に機能するよう区市町村の取組を支援します。
- 一人暮らし高齢者等の生活実態を把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援し、高齢者の在宅生活の安心を確保します。
- 高齢者の世帯全体の複合的な課題に対する区市町村の対応力強化や組織横断的な連携体制の強化を図るため、定期的に関係者の連絡会を開催します。

オ 地域における防犯活動の推進

【現状と課題】

- 地域における安全安心の確保には、行政や警察の取組に加え、防犯ボランティア団体など地域住民による防犯活動が重要な役割を果たしています。
- 都は、これまで、子供に対し防犯教育ができる人材を育成するための講座を開催するなど、地域における防犯活動を支援してきました。
- 一方で、ここ数年、防犯ボランティア団体数は頭打ちの状態にあり、構成員の高齢化も進んでいる現状があります。
- このため、防犯ボランティア活動の支援を充実させるとともに、防犯活動の新たな担い手づくりに取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- 活動紹介やワークショップ等を行う「防犯ボランティアのつどい」を開催し、団体間の交流を促進することで、防犯ネットワークの拡大や活動の活性化を図ります。
- 防犯カメラの設置を契機に地域での見守り活動が活発に展開されるよう、見守り活動を実施する町会や自治会、商店街等に対し、設置費用等を補助します。
- 「防犯情報マップ」による地域の犯罪情報の提供など、防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を通じ、防犯活動に役立つ情報を発信します。
- 「子供見守り活動事例集」の作成・配布により、防犯ボランティア団体や地域住民に活動事例を紹介し、活動の活性化や担い手づくりを促進します。
- 地域で防犯活動に取り組む団体等を顕彰し感謝の意を表することで、その労苦に報いるとともに、活動の継続・活性化を図ります。
- 地域の見守りの目を増やすため、地域を巡回する事業者と協定を締結し、子供や高齢者等を見守るネットワークを構築する「ながら見守り連携事業」を推進します。
- 防犯ボランティアの裾野を広げるため、市民ランナーや犬の飼い主等に対し、ランニングや犬の散歩等の際に街の安全安心を見守る活動を啓発、賛同する団体へ防犯活動グッズを配布することにより、防犯ボランティア団体の結成促進、育成を図ります。

カ 町会・自治会活動の活性化支援

【現状と課題】

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。
- 都は、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組に対して、「地域の底力発展事業助成」などで支援をしてきました。
- 一方で、高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない町会・自治会も多くあり、その体制や取組を充実・強化していく必要があります。



町会・自治会の防災訓練の様子

＜「地域の底力発展事業助成」実績＞

	助成対象事業数
令和2年度	261 件
令和元年度	585 件
平成 30 年度	574 件
平成 29 年度	487 件
平成 28 年度	531 件

資料：東京都生活文化局

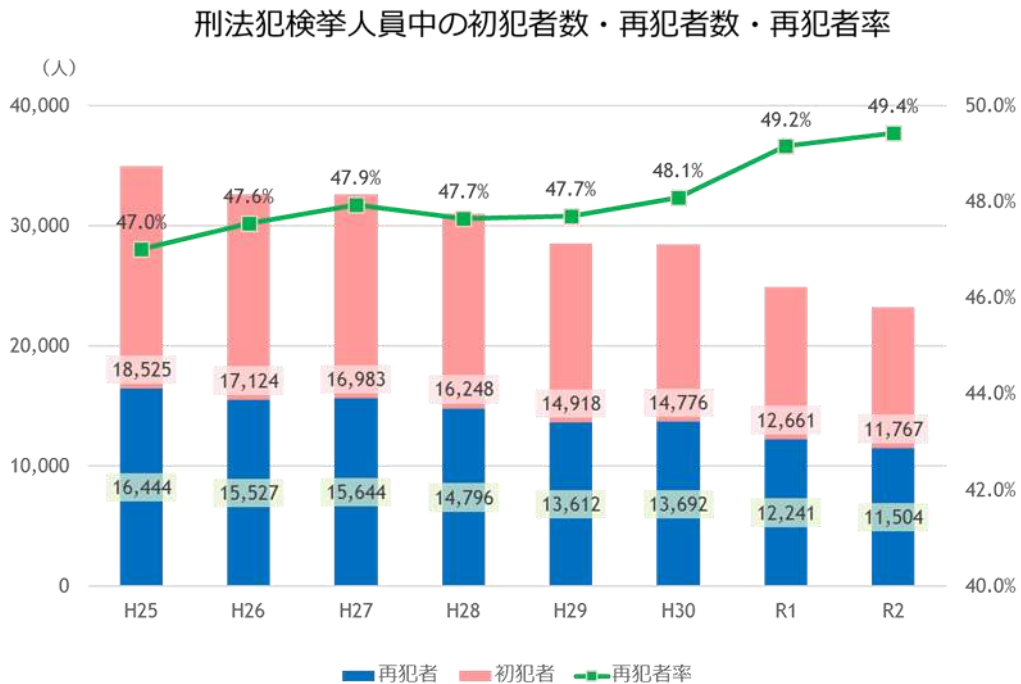
【取組の方向性】

- 町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働により、運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れた活性化を図れるよう、区市町村、（一財）東京都つながり創生財団と連携し支援を行います。
- 孤立化した高齢者等の見守り、デジタル活用、防災・防犯など、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組や、加入促進等の活動を支援します。
- プロボノ（企業の社員等が業務の中で培った経験・スキルを使って行うボランティア活動）の派遣によるウェブサイト、SNS など効果的な広報や事業立案を支援します。

キ 再犯防止に関する活動の促進

【現状と課題】

- 近年、刑法犯で検挙された者のうち、初犯者は大幅に減少していますが、再犯者の減少は小幅に留まり、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあります。



※ 法務省資料に基づき作成

- こうした中、「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行（平成28年12月）や国の「再犯防止推進計画」の策定（平成29年12月）を踏まえ、「東京都再犯防止推進計画」を策定（令和元年7月）しました。
- 犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しています。
- 様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを実現するためには、地方公共団体、都内刑事司法関係機関はもとより、民間協力者が分野を越えて連携する、切れ目のない「息の長い」支援が必要です。
- 都内の各地域においては、安全・安心なまちづくりや再犯防止等の推進のため

めに、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう指導・支援等に当たる保護司などの多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。

- しかし、その活動を促進するに当たって、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあること、刑事司法関係機関と民間協力者の連携が不十分であることなどの課題があります。

【取組と方向性】

- 「東京都再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進します。
- 東京都再犯防止推進協議会において、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、当面する課題への対応等について包括的に協議し、再犯防止に向けた連携を充実、強化します。
- 区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討、推進に協働して取り組みます。
- 非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる者を対象に、非行少年・再犯防止支援ガイドブックを作成・配布するとともに、研修会を開催するなど、「立ち直りを支援する力」の向上と、支援者間相互のネットワークづくりを図ります。
- “社会を明るくする運動”を通じて、民間ボランティアの活動を広報するとともに、都内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。

(5) 対象を限定しない福祉サービスの提供

ア 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供

【現状と課題】

- 平成30年度の介護保険制度の改正において、デイサービス(通所介護)、ホームヘルプサービス(訪問介護)、ショートステイ(短期入所生活介護)について、高齢者や障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉にそれぞれ位置付けられました。
- 共生型サービスは、障害者が高齢になっても使い慣れたデイサービスを使い続けられるだけでなく、高齢者と児童等との多世代交流を図ることもできます。
- しかしながら、共生型サービスの指定を受けるサービスは、令和3年4月現在25か所(通所介護4、訪問介護21)にとどまっています。

【取組の方向性】

- 共生型サービスが普及し、適切なサービス提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。

イ 総合的な福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 高齢者、障害者、子供など、年齢や必要とする支援の内容にかかわらず、誰もが適度な距離感の中で一緒に過ごし、相談したり、専門的な支援を受けることなどができる、総合的な福祉サービスを提供する事業所は、分野や世代を超えて分け隔てなく支え合う地域福祉の拠点となり得ます。
- 都内では、保育所と認知症対応型通所介護を仕切りのない一つの空間で運営し、さらに地域の誰もが気軽に立ち寄れるようにしている事業所や、同一の建物で運営する養護老人ホームの高齢者と保育所の児童が日常的に交流している事業所があり、分野や世代を超えた交流や支え合いが生まれています。そうした事例は限定的です。
- 高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の福祉サービスを提供する事業所の設備・人員に関する基準は、国が定める基準を参酌するなどして、都や区市町村が分野ごとに条例等で定めていますが、同一の建物等でこれらのサービスを組み合わせて実施する場合の基準の適用については、十分に

整理されていませんでした。

- このため、国は、平成 28 年 3 月、現行の基準の範囲内で人員の兼務や設備の共用が運用上可能な事項を示すガイドライン³を発出しました。

【取組の方向性】

- 総合的な福祉サービスを提供する事業所の運営の実態や効果等について、都内の好事例等を通じ、区市町村や事業者に情報提供を行います。
- 地域の実情に応じ、総合的な福祉サービスの展開が図れるよう、設備・人員基準の運用等について、区市町村や事業者に対する情報提供を適切に行います。
- 整備や運営に係る各分野の補助制度等に基づき、支援を行います。

³ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン